

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る
競争の促進に関する検討会（第11回）議事録

- 1 日時 令和7年7月11日（金）10:00～12:00
- 2 場所 対面（中央合同庁舎第8号館特別大会議室）とオンラインの併用
- 3 出席者

【委員】

依田座長、石井委員、上沼委員、川濱委員、伊永委員、仲上委員、日高委員、増田委員、
山田委員

【公正取引委員会事務総局】

佐久間官房デジタル・国際総括審議官、鈴木官房参事官（デジタル担当）

【オブザーバー】

内閣官房副長官補室、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、内閣官房国家安全保障局、
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、消費者庁、
こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

4 議題

○ 討議

政令、公正取引委員会規則及びガイドラインの案についての討議

今後のデジタル分野における競争環境の整備に対する提言についての討議

○依田座長 定刻になりました。ただいまから、第11回スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会を開催いたします。

本日は、滝澤委員、榊田佳江委員が御欠席です。石井委員、川濱委員、伊永委員、仲上委員、増田悦子委員、山田委員は、オンラインで御出席いただいております。

なお、これまでの検討会では、事務局から稲葉デジタル市場企画調査室長が参加していましたが、稲葉室長は7月の異動によりスマホソフトウェア競争促進法の担当から外れたとのことですので、本日の検討会は、事務局から鈴木参事官が参加しています。

初めに、鈴木参事官から御挨拶をお願いいたします。

○鈴木官房参事官 官房参事官（デジタル担当）の鈴木でございます。

依田座長からも御紹介いただきましたとおり、7月から稲葉の仕事を引き継いでおり、この検討会の事務局も私の方で対応させていただければと思っております。

少しだけ自己紹介をさせていただきますと、公正取引委員会では4月1日付けで佐久間官房デジタル・国際総括審議官とデジタル担当の官房参事官の私の2名が体制を強化するという形で追加されており、これは、このスマホソフトウェア競争促進法をしっかりと運用していくためであり、皆様に御議論いただきました議論を踏まえて、これから運用の面が非常に大事になってくると自覚しております。その点でしっかり運用していくために増強いただいたと考えておりますので、私も今日の議論を踏まえまして、指針等も大事でございますが、その後の運用もしっかりと行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○依田座長　ありがとうございました。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○鈴木官房参事官　私から御説明させていただきます。

先月6月13日まで実施しておりましたパブリックコメント手続の結果を踏まえまして、事務局におきまして、スマホソフトウェア競争促進法の政令、公正取引委員会規則及び指針案に修正を行いましたので、本日は、これらについて事務局から説明し、委員の皆様に御議論いただきます。

また、本日の検討会は最終回となりますところ、依田座長から、今後のデジタル分野における競争環境の整備に対する御提言を検討会から行うという御提案を頂きました。この御提言の案につきましても御議論を頂きます。

なお、本日配布いたしました資料につきましては、本日の御議論を踏まえて更に修正することを想定しておりますので、非公表という扱いとさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、いつもどおり発言者の御確認を経た上で公表いたします。

さらに、本日も記者ブリーフィングを予定しておりますので、本日、皆様からの御発言の中で記者に対しての発言を控えるべき内容がございましたら、その旨をおっしゃってくださいますようお願いいたします。

○依田座長　それでは、これから、パブリックコメントの結果、新法の政令、公正取引委員会規則及び指針指針の修正について、資料1から4に基づき、事務局から御説明を頂きます。事務局からの御説明の後、御意見や御質問のある委員の皆様から御発言を頂きます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○鈴木官房参事官 事務局でございます。私の方から、お手元の資料の資料1、概要資料に基づきまして、パブリックコメントの結果及び修正点について、御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらで結果の概要をお示ししております。

先ほど座長からお話ありましたとおり、5月15日から6月13日までの30日間ということでパブリックコメント手続を行わせていただきました。

対象は、政令案、規則案、指針案でございます。

提出意見は105件頂いたところ、指定事業者であるアップルとグーグルのほか、個別のアプリ事業者、代替アプリストア事業者、ブラウザ提供事業者、検索役務提供事業者等から、またそれ以外にも事業者団体、消費者団体、その他各種団体の皆様、それから、学者、弁護士、個人の皆様からも御意見を頂いたところでございます。

主な御意見について、修正点とともに御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、指定事業者のうちアップルから頂いた御意見についてでございます。

まず、手数料について、アップルの方でも様々な投資を行っており、それに対する公正な収益を得られることを確保すべきだといった御意見をいただいております。この点は個別の事例に応じて、円滑かつ適切な法運用に努めてまいりたいと考えております。

2つ目で、知的財産権について保護されるべきといった御意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、既に指針の方でも関連する記載を書かせていただいておりますので、これを踏まえて、しっかりと運用していきたいと考えております。

3つ目といたしましては、正当化事由につきまして、政府内での検討の中で「法令違反の行為の防止」から「犯罪行為の防止」という表現に、政令案を変更させていただいております。この点について、狭いのではないかという御意見を頂いております。この点につきましては、一部指針の修正をさせていただきまして、犯罪行為の防止というのは、刑事罰の定めが置かれた法令について、スマートフォンを利用して当該刑事罰の対象となる様々な行為が行われることを未然に防ぐことを意味するという説明、狭い範囲ではないということ、説明として明記させていただいております。

それから、4つ目でございますが、OS機能へのアクセスに関するユースケースについて、アップルからは、自社の機能を第三者が利用することは問題ないが、自社が使っていない機能

の用途については、想定していないため、これを規制や制限をするということは問題ないというような対応をしていただけないかという御意見を頂いております。この点につきましては、法令上は用途であるとかユースケースといったものを制限するような文言にはなっておりませんので、これらをそのまま制限することを指針に書き込むということは難しいと考えておりますけれども、他方で、実際の事例の中では様々な状況を十分に踏まえて、適切な運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、グーグルから頂いた意見について、紹介させていただきます。

1つ目は比例性について、これまで公正取引委員会として、グーグルとの間で継続的な対話を通じて円滑かつ適切な法運用の確保に向けて取り組んでいただいて、感謝していただいておりますけれども、その規制の在り方として、競争上の問題の大きさに比し適切な規制となるようにしっかりと運用していただきたいと、運用面での御意見をいただいておりますので、そこはしっかりと踏まえて対応していきたいと考えております。

2つ目は安全性の確保について、利用者の安全性の確保は非常に重要であり、このような観点を指針の中にもしっかりと反映してほしいということを書いていただいておりますけれども、そこは既に指針の中で、利用者の安全・安心の確保ということによって競争促進の両立を図っていくことが記載されておりますので、指針に基づいて適切な法運用を努めていきたいと思っております。

3つ目としましては、ユーザーの利便性の確保について、ユーザーの利便性が確保されたり利便性が向上したりするといった観点を正当化事由という形で認められないかという御意見を頂いております。この点につきましては、正当化事由として認めることは困難であると考えておりますけれども、他方で、利便性の確保ということ自体は非常に重要なことだと考えておりますので、指針案を一部修正させていただいた上で、競争の確保と利便性、安全・安心の確保の両立を図ることが重要だということで、「利便性」という表現を追記させていただいております。

4つ目としまして、義務の公平性についてということで、規制対象となる事業者間で公平な競争の場を確保するためには義務が公平に適用されることが重要だという御意見を頂いております。この点も運用面でしっかりやっていくべきということだと理解しておりますけれども、御指摘を踏まえて、公平な義務となるように対応していきたいと考えております。

続きまして、指針の修正について御説明させていただきます。

今申し上げてまいりましたとおり、運用面での御意見が非常に多かったのですが、これから御紹介させていただく点については、指針案を修正させていただきました。

1つ目、ユーザーの利便性の確保は、今御紹介させていただきましたグーグルの御意見を踏まえまして、総論の部分で、安心・安全とともに利便性の確保の両立を競争の促進の確保と同時に図ることは重要だということを、追記させていただいております。

2つ目の修正点につきまして、アプリストアのランキングの表示について、ダウンロードの数とかレビュースコアに基づいた客観的な数値で表示するのが原則となりますけれども、そうでない場合について、特段の事情、例えば権利侵害コンテンツのようなものが含まれていた場合に、ダウンロード数が増えたとしても表示をしないというような対応はあり得ると思っておりますので、そういった場合の対応をできるようにするべきではないかと御意見を頂きましたので、「特段の事情がないにもかかわらず」という表現を追記させていただいております。

3つ目でございますけれども、アプリストアの利用の審査の中で、代替アプリストアと、アップル、グーグル、指定事業者のアプリストアの間で同等の価格条件、価格の同等性条件を設定した場合に、これが今の想定例17であると、直ちにそれだけで問題となるような表現になっておりまして、競争促進的な場合というのも一応考えられるのではないかと御意見いただきましたので、ここにつきましても「特段の事情がないにもかかわらず」という留保を付けさせていただきます。

もう1つ、書籍や玩具等でバーコード付いているものを読み取ったり、イベントや映画の来場者にシリアルコードを配布したりするなどして、アプリ内のコンテンツを配布したいという事業者の方、複数、団体からも御意見いただいたところでございまして、こうした場合について、これを制限する行為が問題となるかを指針の中で明確化してほしいという御意見を頂きましたので、これについて、想定例の中で記載を追加することで、考え方を明確化したいというのが3点目でございます。

続きまして、4点目の修正、正当化事由の関係で、具体例の中で、サイバーセキュリティの確保ということで業務用のデータということで、業務上作成した機密文書や業務用スマートフォンということで、「業務上」、「業務用」という限定を付しておりましたが、頂いた御意見の中で、サイバーセキュリティと情報、個人情報の保護というのは重なり合う部分もあるのではないかとということで、殊更に「業務上」というような限定を付すのは適当ではないのではないかと御意見を頂きましたので、この点については、「業務上」や「業務用」という文

言を削除させていただいております。

あわせて、多要素認証、デバイスと指紋に加えてパスコードといった多要素での認証をするということが増えているかと思いますが、そういった情報について、非常に重要かつ実際に使われているということで、保存されたデータの例示として追加すべきではないかという御意見をいただきましたので、追記をさせていただいております。

次の点、マイナンバーカードの情報についてスマートフォンの中に格納されているという状況が出てきておりますが、これに対応して、そういった非常に機微なマイナンバーカードに係る情報のようなものが悪用されるようなことを防ぐという対応は正当化されるべきではないかという御意見をいただきましたので、例示の中でそういった記載を追加させていただいております。

それから、3つ目でございますが、先ほど紹介させていただいたアップルからの御意見を踏まえまして、ここは先ほど申し上げたとおりでございますが、犯罪行為のところの説明を追記させていただいております。

正当化事由の中でスマートフォンの異常な動作の防止ということがございますが、この点について、もともと指針の中ではスマートフォンのバッテリーが発火するというようなことを記載しておりましたが、実際に起こり得る事態としては、異常な発熱であるとか動作の遅延であるとか停止といった方が現実的だろうということで御意見を頂きましたので、この点についても修正をさせていただいております。

修正点の最後は、リンクアウトという形で決済等をしていくような場合にポップアップ表示が出てくるものについて、表示をすること自体問題ないということを書かせていただいておりますが、ポップアップの表示の中で中立的な表現であることが重要ではないかという御指摘を頂きましたので、その点について追記をさせていただいたのが修正点の最後でございます。

その他の頂いた意見のうち代表的なものを資料の中では紹介させていただいております。

ごく簡単に御紹介させていただきますと、やはり消費者の安心・安全についての御意見を複数頂いておりますので、この点はしっかりと運用の中でそういったことが確保できるように対応していきたいと思っております。

また、指針の見直しや周知につきましても積極的に行ってほしいという御意見をいただいておりますので、これはしっかり行っていきたいと思っております。

その他、手数料につきましても、アップルからは一定の手数料を取れるようにしてほしいと

いう御意見がございましたが、逆に、無償を基本とすべきだ、海外の状況を踏まえると、無料で使えるような形が適切であるという御意見も頂いており、海外の状況も見ていながら、個別具体的な事案に対応していきたいと思っております。

それから、公序良俗という観点の審査につきまして、これが拡大されてしまうと、色々なことで事業者の行為が制限されてしまうのではないかという懸念の声がございましたので、そこは個別の事例ごとにしっかりと判断をしていきたいと考えております。

その他、OS機能の利用プロセスを書いてほしいと、少し細かいことではございますが、そういった御要望がございましたが、そこは指針に書くのはなかなか、細かいところになりますので、適切ではないのではないかと考えております。

もう1つ、OS機能の利用に関しましては設計段階から認めてほしいという御意見がございましたが、これは違反行為を防止するために行うことが望ましい取組としては既に指針に書かせていただいておりますけれども、実際にどう対応していくかは個別の事例ごとに検討していきたいと思っております。

同じくOSの機能の利用に関しまして、使いたいというリクエストを頂いてからどのくらいの期間で対応していくことが適当かという記載につきまして、6か月から18か月であるとか24か月という期間を記載しておりますけれども、この点についての根拠であるとか長すぎるのではないかという御意見をいただいております。これは海外当局の対応を参考にさせていただいて規定しているものでございますので、ひとまずはそういった海外の動向であるとか個別の事例を今後見ていながら検討していきたいと思っております。

リンクアウトにつきまして、もう少し詳しく細かく禁止されるようなことを書くべきではないかという御意見も頂いておりますが、この辺りも指針に記載するという意味ではなかなか限界もございますので、個別の事例の中で対応させていただきたいと考えております。

また、最後でございますが、選択画面、ブラウザであるとか検索エンジンを選択する画面につきまして、できるだけ多くといいますか1回だけの選択画面ではなかなか選択が進まないの、年に1回から数回は出してもらいたいというような御意見も頂いております。この点につきましては、ユーザー側の負担であるとか混乱のようなことも生じないようにしていきたいとも考えておりますので、どの程度の回数が適切かというのは今後の法運用に当たって検討していきたいと考えております。

事務局から以上でございます。

○依田座長　ありがとうございました。

それでは最初に、本日御欠席されている滝澤委員から意見書が提出されておりますので、該当箇所について事務局の方から代読をお願いいたします。

○鈴木官房参事官　滝澤委員から意見書を頂いておりますので、私の方で代読させていただきます。

冒頭、まず、本日は出席することができず申し訳ございませんと言っていたいておりますが、政令、規則、指針案についての御意見ということで、次のとおり頂いております。

事務局において詳細にわたり詰めていただき、ありがとうございます。資料で御提示いただいた内容に異存ございません、といった御意見を頂いているところでございます。

○依田座長　ありがとうございました。

それではこれから、御意見、御質問のある委員の方から御発言を頂きます。政令、規則、指針の内容は多岐にわたりますので、前回と同様、大きく三つのパートに分けて御議論いただきたいと思います。

最初に1番、正当化事由及び法第6条のアプリ審査に関わる考え方について、次に2番、禁止行為に関わる規定について、そして最後に3番、指定事業者の義務に関わる規定について、遵守報告書における報告事項を含む御議論を頂きたいと思います。

では最初に、初めに1番、正当化事由及び法第6条のアプリ審査に関わる考え方について、御意見、御質問のある委員の方は挙手をお願いいたします。オンラインの方、御参加の方は挙手機能の方を御使用ください。

まず、会場におられます上沼委員、日高委員、1番、正当化事由、法第6条、アプリ審査について、御意見等ございますでしょうか。

○上沼委員　議論の前提ですが、今回頂いた資料1、意見募集結果の概要について、今日は全体非公表予定の取扱注意になっていますが、どの辺まで公開されるのかを伺いたと思います。

○依田座長　事務局の方から御回答、お願いします。

○鈴木官房参事官　ありがとうございます。

本日の段階ではいずれの資料も公表は予定しておりませんので、全ての資料、非公表でございます。

今回御議論いただきまして、その後、公正取引委員会の中でも更なる検討をさせていただいた上で、今のところ7月末の成案公表を目途として検討準備を進めておりますけれども、その

段階では、今日お示しさせていただいている資料につきましては全て公表させていただく予定です。今後の修正がもちろんあり得ると考えておりますけれども、いずれどこかのタイミングでは公表させていただくということを想定しております。

○上沼委員 分かりました。後ろの方で意見があるので、それまでお待ちします。

○依田座長 承知しました。

○増田委員 増田ですけれども、よろしいでしょうか。

○依田座長 増田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員 正当化事由の、アップルさんからも御指摘があったところですが、刑事罰というところの未然防止ということで付け加えていただきましたことについては賛成しております。

直接刑事罰とならないでも、重大な法律違反をしているケースということはこれからもあると思いますので、この趣旨をしっかりと運用の面で反映させていただきたいということを強く願っております。せっかくこうした趣旨を書いていたいただいておりますので、是非お願いしたいと思っています。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

○石井委員 石井ですけれども、よろしいでしょうか。

○依田座長 石井委員、よろしくお願いいたします。

○石井委員 今回の御提示、ありがとうございます。

私の方からは、まず、事務局に対する意見と確認です。先ほど上沼委員からも御確認がありましたが、本日の議論の内容とパブコメを通じて提出された意見については、政令、規則、それから指針の内容面の修正も含めて、公表までにきちんと検討していただけるのか確認させていただきたいと思っていました。それから、パブリックコメントの内容と、それに対するリプライをきちんと共有した上で公表していただけるのかという点も、確認したいと思っていました。

私の方はコメントを事前に何度かお送りしていますが、パブリックコメント手続前の事務局の皆様とのやり取りで、パブリックコメントが終わるまでの間に指針案の意見があれば出してくださいというように伺っており、それに書き込む形で御提出しております。

その中では、消費者保護や青少年保護、それからプライバシーや個人情報保護に関するコメントを出していたところですが、昨日の段階で、いわゆるパブリックコメントにありがちな反

応が記載された程度のものを頂いております。今回改めて、更に御検討いただきたい点を個別に発言させていただきますが、前日の夕方に送ってくるというのはいかなものかと思ってい

るところです。

それから、パブリックコメントへの対応にも若干問題があるように思っています。

パブリックコメントを公表した団体のものを拝見すると、例えば消費者保護や個人情報保護の点に具体的に触れておられるものとして、専門的な立場からパブリックコメントを出されたマイデータジャパンや、消費者保護の観点からコメントを出された全国消団連のものなどがあります。この中を見ると、運用面の意見というわけではなく、具体的にこのように改正し、見直してほしいというような意見が出ていますが、それらは主な意見には入っていないですし、その他代表的な意見にも入っていないように思われます。400件近い意見がある中で、修正するという方針を示されたのが、随分省略された資料の4ページ目から6ページ目に記載してある事項だけです。ざっとパブリックコメント拝見した程度ですが、思ったより慎重な意見も多いという気はしました。このような形で多くの意見がある中で、少し受け止めが軽いのではないかとこのところが気になっている点です。

それから、青少年も個人も消費者も全て脆弱な主体であるとされているはずですが。プライバシーは人権の中でも精神的な権利であり人格権でもあります。このような観点からの意見がパブリックコメントで出ているにもかかわらず考慮されていないように思われ、あり得ないのではないかと思います。

個別の意見を述べる時間もあるようですが、まずは特に気になる点については触れさせていただきますと思っています。

パブリックコメントの前の段階では事務局から、意見は丁寧に拾いますということ、パブリックコメント後も内容をきちんと検討しますということを伺っていましたので、それを信用しておりましたが、昨日送られてきたパブリックコメントの意見の概要の中には随分重要なものが含まれているのに、今日の資料の中ではあまり紹介されているように思われません。これではパブリックコメントの趣旨をないがしろにする可能性があると思いますので、きちんと御対応いただきたいと強く要請しておきたいと思います。

第6条と第7条の辺りのコメントをさせていただけるということですが、よろしいですか。

○依田座長 まず、第6条まででお願いいたします。

○石井委員 分かりました。

第6条に関してですが、コメントさせていただいていたのが例えば児童の保護と関係する箇所、1(2)の法第6条の規定の運用についてのAの下の方で、自殺の推奨や闇バイトなども考えられるので、これも追記していただいたらどうかというコメントをさせていただいています。

子供の情報も含む青少年保護もあるのではないかというコメントをさせていただいています。が、頂いたりプライでは、趣旨として含まれているのだというような御回答いただいていたかと思います。ただ、この指針をよりどころに運用していくということになると、趣旨として含まれているですとか、等として含まれているというところで読むのではなく、きちんと言葉として書いてあるということが非常に大事だと思いますので、指針をよりどころに運用しりということであれば、今申し上げた、既にお送りしているコメントも追記していただくということは十分あり得るのではないかというように思っているところです。

先ほど申し上げましたマイデータジャパンさんからの意見も、例えばアプリストアの指定事業者による行為のところで、コメントが具体的に挙がっていたかと思います。サードパーティークッキーの問題や民事上のプライバシー侵害の問題などいろいろ具体的に書いてあるコメントですので、全体的に十分御考慮いただきたいと思います。

指針、不正事案のところでは若干気になるところがありますが、1点だけよろしいですか。

○依田座長 はい、どうぞお願いします。

○石井委員 「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」の文言の部分で、狭いというコメントは、私もそう思いますし、ほかからも聞かれるところです。文言上、賭博が例として挙がっているわけですが、これは非犯罪化の議論もあるような犯罪類型で、刑事法の先生が、制定時の趣旨が現在はあまり通用しなくなっていると記事で書かれているものを見たことがあります。そもそも非犯罪化の議論が出ている犯罪類型を出すのはどうなのかという点を意見としては申し上げておきたいと思います。

犯罪行為のところでは、防止、配慮していただく記載を指針の中に盛り込んでいただいています。が、結局、刑事罰がかからない限り読み込めないという問題はどうしても残ります。民事上のプライバシー侵害や場合によっては肖像権も出てくるとは思います。が、SPSIでは吸収し切れない法益というのもありまして、それはマイデータジャパンさんの御指摘の中にも含まれていたりしますので、やはり狭いということは申し上げておきたいと思います。

私からは以上です。

○依田座長　ありがとうございました。

これから事務局からリプライいただくんですが、今、石井委員から出てきた論点に関連して、それに付記する形で御意見や御質問がある箇所があれば伺います。石井委員に対する事務局のリプライが終わってからでも結構です。上沼委員、お願いします。

○上沼委員　すみません、上沼です。

先ほど後の方でと言ったのは、青少年保護に関するものがこの中に1つも入っていない点についてです。これで公開されるとこの点について意見がないと見えるのは困ると思っていました。実際に意見がなかったのなら仕方ありませんけれども、送っていただいた全意見の中には青少年保護に触れているものがありました。にもかかわらず、その点について言及もリプライもないとなると、青少年保護はこの法律では重視していませんよのようなメッセージを与えかねないと思います。したがって、この点きちんと拾っていただいた方がいいと思いました。

○依田座長　承知しました。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員　競争政策の在り方という大きなテーマにかかわる点として、2つ、この正当化事由についてお話ししたいと思っています。

まずはこれまでの「価値観」のままでよいのかという点。ほかの調査案件などでも、他の省庁が推進している政策に沿うような企業のビジネスモデルであるにも関わらず、「競争」を追求するあまり、企業側の目的が排除ではないという点は棚に上げて、目的が競争の制限ではなくても結果が排除になっていたらアウト、というような公取の運用が結構目立つようになっていっていると思います。

「競争が全て」という発想で運用してよいのか、特にこの新法は非常にこれはいろんな要素があり、社会へのインパクトも非常に大きい。国民のほぼ全員が持っているようなデバイスに影響し、関係する法律ですので、そもそも公取の組織として、独禁法の弁護士として私自身への自戒を含めてですが、発想も変えて運用しなければならないというところは繰り返しお伝えさせていただきます。

2つ目の点ですが、法律の社会は善意の社会ではないということを前にも申し上げたんですが、日本でも、欧米のような「なんでも訴訟」という訴訟社会が始まりつつある。独禁法の訴訟、私訴を、法律事務の方からある意味で「焚きつける」ような、欧米の法律カルチャーが日本に上陸しつつある。何度も公取の方から、運用としてきちんと行いますというご発言

がありましたが、実際に何が起こるかというところ、社会をよくするためとか、権利だとかいうことは全く関係なく、訴訟を第三者にけしかけるようなことが全てという法律プラクティスもある中で、ガイドラインの記載は全てその根拠として使われるわけです。そのような世界というのも、おそらくまだ日本の政府内では余り把握されていない、実感として体験されていないのだと思いますが、このプラクティスが日本にも入って来つつあるのを我々戦々恐々として感じているというのが現状です。

その中で、先ほどの青少年保護は、指針の中に少しは書いてあるのかもしれませんが、消費者の目線に沿った内容が法律上はまだ曖昧で、訴訟でどう運用されるかという観点も踏まえて文言を整備していただければと思います。

以上です。

○依田座長 承知いたしました。

ここまででまとめて、まず、山田委員に頂いた御意見の全体論的なところに関しては全くそのとおりで、今後の運用で、特に今回この法律で指定されたグーグル社とアップル社について、どういう形で運用が進んでいくかに関しては今後の検討課題としていきたいと思います。

増田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員 すみません、今のところ、少し違うかもしれませんが、18ページのところで、コンテンツが外部から買えるというような修正がなされた点があったと思います。消費者問題として、その中で買わないで、正規品でないものを他で買って使える、利用できるという前提で買って、使えなかったということはよくあることです。その売っている側とソフトウェアを提供している事業者との関係性はよく分からないのですが、利用ができるものを提供しているという確認ができていくのかという問題が出てくる心配がありまして、もう一回御説明いただくと助かります。

○依田座長 ありがとうございます。

一旦ここまでで、事務局からリプライいただきたいと思います。

まず戻って、石井委員から出てきた意見で、詰め方について少し石井委員から見て丁寧でなかったところがあるので、そこに対してということがございました。そこについては事務局からお考えというのを少し示してもらって、あとは幾つか、パブリックコメントについての御意見等について、石井委員と、パブコメ提出事業者、あるいは個人等の意見がございまして、そこについて、まとめて意見いただければと思います。特に青少年のところは、確かにこの検討

会でもかなり力を入れて議論してきたところで、石井委員、上沼委員等からも相当な御意見を頂いたところではあったので、頂いた意見を基にして、できるだけ可能な限り善処していただくのが筋かなと私としては思いますので、そこも踏まえて事務局の方から御返答をお願いします。

また、増田委員からの御質問についてもお願いいたします。

○鈴木官房参事官 ありがとうございます。

委員の皆様、御意見いただきまして、大変ありがとうございます。

では、今、依田座長からお示しいただいた順番で、まず、石井委員からの御指摘についてお答えしていきたいと思います。

まず、事務局として今後検討していくのかということと、それに対するリプライを公表していくのかということですが、ここは先ほどもお話しさせていただきましたとおり、資料は公表させていただきますし、その際には、先日送らせていただいた全ての頂いた御意見についても、それに対してどう考えるのかといったリプライも公表させていただく予定でございますので、そういった形で透明性を確保しながら対応していきたいと思っております。

それから、石井委員から事前にコメントいただいております、もちろんしっかりと我々の方では検討させていただきましたが、返信が大変遅くなってしまい、そこは大変申し訳なかったと思います。我々の方で一生懸命作業をさせていただき、それぞれに対しての考え方を回答させていただき、多くのところが、ほかの御意見も同様ですが、運用面でやはり見ていくことが実際上多くなってくるのではないかと考えておりまして、そういった回答をさせていただいたところでございます。

パブリックコメントの対応の中で、個人情報保護であるとか青少年保護、消費者保護のところ、たくさん意見をいただいているというのは我々も十分に自覚しており、今、座長からも大変重要な点であるということは御指摘いただいております。

上沼委員からも、青少年保護のところ、概要資料にも入れるべきなのではないかと御指摘いただきました。私の御説明の仕方が悪かったのかもしれません、パワーポイントの概要資料の最初に書かせていただいているものがそれに該当するものであり、消費者の安全・安心という形でくくらせていただいておりますが、この中で、真ん中の方でございます、青少年の保護というところ、そういったところについて御意見いただいているというのは書かせていただいております。もしかしたら、この表題を少し修正させていただいて、青少年保護につ

いても御意見いただいていることをしっかり表示、公表させていただくことが重要かと受け止めさせていただきました。

それから、ほかの点では、御意見いただいたところとして、幾つか追記を検討いただきたいという点、御指摘いただきました。我々も検討をさせていただいており、ほかの様々な御意見につきましても追記を希望する、期待するという御意見をいただいておりますが、既に全体が111ページという形、かなり大きなものになっておりますけれども、どこまで詳細に書くべきかとか、例示としてどこまで書くのかというのは、様々な御意見のある中で、我々としても、今のところこれが適切な量であろうということで対応しておりますけれども、更に御議論いただいて、必要なものがあれば検討させていただきたいと考えております。

それから、賭博その他のところについて、狭いのではないかという御意見を頂きました。この点につきましても、我々としても、増田委員からも、重大な法律違反等で、運用でしっかり対応していただきたいという御意見も頂いたところでございますけれども、ある程度そこは運用の中でしっかり見ていきたいと思っておりますし、「賭博その他」という表現になっていること自体は、政府内での検討の中で用例といいますか先例があるということで、そういった表現を使わせていただいているというものと御理解いただければと考えております。

また、石井委員からの、刑事罰にはならない民事上のプライバシーの侵害のような問題もあるのではないかと御指摘いただきましたが、そこは個人情報保護の正当化事由のところで見取れるところもあるのではないかと思いますので、いずれにしましても適切な対応を進めていきたいと思っております。

それから、山田委員からの御指摘の中で、大変重要な御指摘だと思いますけれども、我々も競争だけということではなく、おっしゃっていただいたとおり、このスマホは生活の基盤として皆さんが使っているものだと思っておりますので、指針の中にも書いておりますが、利用者の安心・安全など、その他の重要な価値を損なわないような形で運用していきたいと考えております。

それから、山田委員から、訴訟社会ということで、今後、民事訴訟等でも、我々の運用だけではなくて、民事訴訟で使われるようなケースも出てくるのではないかと御指摘を頂きました。

これは両面あると思っております、ある程度民事訴訟の形で解決していただくというのも一つの正しいやり方ではあると思っておりますので、そういう足掛かりとして指針に書くとい

うこともある意味では重要だと思っております。

他方で、そういった形で使われるということを当然頭に入れながら、慎重かつ必要なものは記載していく形で、指針の内容を適正なものにしていくということが重要だと理解をしております。

最後に、増田委員から御指摘いただいた点について、少し補足して御説明させていただきますと、御懸念の点は、ほかで買ったのにもかかわらず、それを後でアプリで使おうとしたら使えないようなことがあった場合、青少年保護や利用者の保護という観点で問題ではないかという御指摘かと思います。今回頂いた御意見であったもの、今回追記をさせていただいた事例につきましては、様々なイベントで限定品というような、限定コンテンツのようなものを配布して、それを、同じ会社のアプリでそういった限定コンテンツを使ってもらえるようなビジネスを行っていきたいということでございますので、御指摘のような心配の事例とは少し違うのかなという気はいたしますけれども、他方で、おっしゃっていただいたような問題が生じないように、我々の運用の中で事例ごとに対応していきたいと考えております。

ひとまず事務局から以上でございます。

○依田座長　ありがとうございます。

今、事務局から御返答いただきました青少年のところは、やはりこの会議でも重要な条件としてかなり力を入れて議論してきたところでもあったので、今リプライいただいた取扱い方等でも、我々はここを重視しているというような、少し表現ぶり、書きぶりについて工夫をしていただく形で受け止めたい、受け入れたいと考えております。

あと、賭博のところは、正直申し上げますと、結構前回の会議の後に、政府内の調整のところでも、やむを得ずこのように調整せざるを得なかったところもあり、ややこの会議体としても、必ずしも総意として出た表現ぶりでもなく、本意である部分でもなく、座長としてもそこについては結構じくじたる思いを持っており、事務局の御苦労もあったこともありまして、やむを得なかったのですが、ここは座長一任を頂いており、そのような書きぶりにならざるを得なかったことは結構小さくない変更だったとは思っており、私個人としても、私が悪いわけでもないのですけれども、責任を取って申し訳なく思っているところではございます。いろいろと面倒なことが政府内でもございます。

それも踏まえて、ここのところと、ほかのところでも結構ですが、1番のところの正当化事由、法第6条について、引き続き御意見を伺えればと思っておりますので、どうぞ挙手、お願

いいいたします。

上沼委員、お願いします。

○上沼委員 御検討いただけることは大変有り難いと思っておりますが、その意見概要の書きぶりも気になっています。心配しているという感じの意見が多いにもかかわらず、この記載だと全面的に賛成のような印象を与えるので、心配という意見のニュアンスが伝わっていないような点が気になっているという趣旨です。

○依田座長 承知しました。そこも踏まえて御意見を承りまして、もう一度、そののところにについては、書きぶりあるいは意見の反映の仕方については、持ち帰って検討いたします。

石井委員、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

今、上沼委員がおっしゃったところ、私も気になっていた点でして、青少年の方は確かに一言入っているのですが、これで検討しましたという御対応自体が受け止めの弱さとして表れていると思います。具体的にこういうところを修正すべきだというコメントがたくさん出ているので、それを一つ一つ精査して直すべきかどうかを御検討いただきたいと思います。パブコメ前の段階では、パブコメの内容をちゃんと一つ一つきちんと精査しますと伺っていたので、それを信用していたわけですから、いかがなものかとは思っているということですね。

「賭博その他の犯罪行為」のところ、私もやむを得ないということは重々承知しております。

他方、民事上のプライバシー侵害がＳＰＳＩの利用者情報の保護で全部カバーできるということはあり得ないようにも思います。どうしても漏れるところは出てくるのではないかということで、課題として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

佐久間審議官、よろしくお願いいたします。

○佐久間デジ国審 ありがとうございます。

青少年保護の意見の概要での取上げ方につきましては、これもしっかりまた検討いたしたいと思います。

もちろん今日の検討会も踏まえまして最後の仕上げの検討をしまいいりますけれども、我々としては当然、一つ一つのコメントについてどう考えるかということの一つ一つ検討しており、この段階でも取りまとめますので、いろいろ委員の目から見ると至らない点があるかと思いま

すけれども、我々としては一つ一つのコメントについてしっかり検討しているということだけ、一言付言させていただきます。

○依田座長 ありがとうございます。

○川瀨委員 よろしいでしょうか。

○依田座長 どうぞ、お願いします、川瀨委員。

○川瀨委員 川瀨でございます。どうもありがとうございました。

今いろいろと意見が出ているようですけれども、青少年保護に関しては確かに、概要の中にその表題がなかったのが、いささか誤解を招いたと思うものの、従来からパブリックコメントに関しては、修正意見らしきものがあっても、全てに対して修正するわけではなく、多くの修正の提案があっても、原案で対処可能だと示すという形でパブリックコメントを活かすことが多かったと記憶しております。今回、パブリックコメントの数は多いようですが、公正取引委員会ではこれぐらいの数のパブリックコメントに関しては従来丁寧に対応されていたところなので、それは一応信頼してよろしいのかと思います。

また、そもそも青少年保護の問題に関しても、議論があったことを踏まえて指針の中にはかなり丁寧に書き込まれています。それで、これ以上書き込むことが適切か、その指針の適切な運用で対処できるかということに関して、石井委員が御懸念されているのは、今の時点で全ての対応例を出してくれということなのかと思うのですけれども、様々な情報の管理上、今の時点では対処できないものということで理解いたしました。

それから、犯罪行為のところで賭博が挙げるとするのは、先ほどおっしゃったように、従来の法令の書き方のときに犯罪行為の例として賭博を挙げていたということの反映であるとともに、この賭博を挙げるのはいかなるものかという意見というのは、逆に言うと、非犯罪化の議論の対象になるような行為なのだという御指摘も先ほど伺いましたけれども、正に、そういった犯罪にあっても、要するに犯罪行為は犯罪行為であるということの確認的意味において出したものなのかなと考えております。そうすると、逆に言うと、一部にある懸念、つまり犯罪行為というのを、かなり許されないような刑事罰上の違反行為に限定されているんじゃないかということ打ち消すものだと思います。従来の法令上の作文技術と乖離しない方が読み手にとって誤解を与えないものかと考えました。

以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

少し時間が押しておりますが、この1番についてなるべくたくさんの方から意見を伺いたいと思いますので、まだ御発言されていない方々で、1番に関して今まで、あるいは新しい論点がありましたら、お願いしたいと思います。また、いつどういうタイミングでも結構でございます。

一旦、ちょっと2番、3番の方に進めさせていただいて、また適宜、委員の方で必要があったら戻っていただく形の取扱いにしてもよろしいですか。

では、一旦進めて、次に2番の禁止行為に関わる規定、第5条から第9条について、御意見、御質問がある方から挙手をお願いしたいと思います。禁止行為に関わる規定、第5条から第9条について、何かございませんでしょうか。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 皆さんがどう思っているか分からないんですけども、想定例17で突然追記がされていて、グーグルやアップルから見ると、爆弾が最後のラストミニッツにどかーんが入っているように感じられるのではと私が感じたのですけれども、勿論グーグルもアップルもひょっとすると大丈夫なのかもしれないのですけれども、少なくとも私の理解では、これは欧州ですごい大きな話になっていた点です。

なので会社の方とこの追記は話していただいた方がいいと思うのですが、要するにビジネスモデルの根幹を変えるような、インパクトある話かと。おそらく欧州が調査している最中のものを、今まで全く議論があまりなかったのに最後になって追記したというのがちょっと気になったので指摘します。グーグルもアップルもチャリティー団体ではないので、どこから金銭は徴収しないとビジネスとして成り立たない訳で、そのお金の計算に直接影響するような話かもしれません。以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

少し何人かから御意見を伺ってまとめてと思いますので、引き続きどうぞ、御意見がございました委員がおられましたら、挙手をお願いいたします。

石井委員、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

第5条から第9条ということだったかと思いますが、第7条第2号のところで特に申し上げたい点がありますが、大丈夫ですか。

○依田座長 ほかに関わる部分がないので、今どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○石井委員 分かりました。

第7条第2号の、同等の性能のうち、他の事業者が個別ソフトの提供に利用することというところの文言で、アップルから意見が挙がっていた部分についてです。ユースケースを追加の方がよいのではないかとこのようにアップルはおっしゃっていて、これは私も同意しておりました。

その意見の概要のところで紹介されているのは、接触確認機能の例が挙げられていますが、普通のカメラアプリであったとしても、位置情報も含めて監視用途に使われるということはリスクとしてはあり得る話ですので、このリスクについてきちんと言及するようなユースケースを追加すべきではないかと思います。この点はアップルのおっしゃるとおりと思っています。ですので、ユースケースについては是非追加していただきたいということ。用途の方にこの部分が具体的に示されることが必要ではと思います。

先ほど川濱委員から、パブリックコメントについて、従来の法律などの対応の御意見をいただきまして、実際はおっしゃるとおりだと思います。ただ、今回については、パブリックコメントの意見全体が前日の夕方に委員に共有されるというようなやり方になっていますし、私の方は、パブリックコメント前の段階で、今までのようなパブリックコメントの対応の方法ではなく、内容をきちんと検討しますということを事務局から伺っており、その上で今回の検討会を開くという前提だと思っていましたので、それがなされていないということについての懸念を申し上げたという次第です。

私から以上です。

○依田座長 ありがとうございました。

今の石井委員に関連する論点等ございましたら、またそこで伺っておければと思いますが、いかがですか。

なければ、一回ここまでで事務局の方からリプライを頂こうと思います。

挙手されまして、伊永委員、お願いいたします。

○伊永委員 ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○依田座長 はい。どうぞお願いいたします。

○伊永委員 今のアップルのユースケースの件に関してです。確認ですが、アップルが使っている用途以外では外部接続を断れるようにしていただきたいというパブコメ意見と同趣旨であるならば、賛成しかねます。それは結局、自由な競争やイノベーションを阻害することに繋が

ってしまうからです。様々な使い方に広がりがあるというのが第7条第2号のいいところで、その面では法の趣旨を没却してしまいますので、入れることは当然できないと思っています。

そうではなく、何か一つのケースとして、アップルが使っている機能に対してほかが接続するというのが違法な目的に基づくという一つの例示を設けるというのであればそれでもいいとは思いますが。ほかの使い方であるとか様々な使い方に違法なものが含まれていて、それを懸念するというのは分かります。その意味では、アップルが、違法なことに使われるかどうかというのを確認するために、接続に当たって相手方からいろんな事情を聞くというのは構わないと思います。

用途とか利用目的を聞くというのはいいと思いますが、それを超えて、自分たちが想定しない使い方は一切しないでくれというのは、これはイノベーションを阻害する行為になってしまいますので、現行案でいいと思います。

以上になります。

○依田座長 このところは若干異なる二つの意見が出たんで、事務局の当初の意図と考え方を御説明して、また若干少し別の競争政策やほかの委員方の御意見も伺えればと思っております。一旦、事務局からお願いいたします。

○鈴木官房参事官 ありがとうございます。

法律上の考え方は、まさに伊永委員に今御説明いただいたとおりでございまして、法律上、ユースケースであるとか用途が限定されているものではございませんので、アップルと同じ使い方ももちろんでございますけれども、それ以外の新しい使い方を使いたいといった、新しい使い方でOS機能を使いたいという、そのイノベティブな新しいアイデアを保護していこうというのがこの法律に書かれているものでございますから、限定するというのは法律上は適切ではないというか、限定できないというものだと考えております。

他方で、後半で伊永委員もおっしゃっていただいております、石井委員の御懸念にもつながるところだと思いますけれども、その使い方の中で適切ではない使い方というのが仮にあるのであれば、その辺は、アップルの方で事情を聞いたり、グーグルの方で事情を聞いたりする形で個別具体的に対応し、それについて我々の方で、それが適法な取組なのかどうなのかというのは個別に検討していくということは、今考え方に書かせていただいているとおり、しっかりやっていきたいと考えているところでございます。

○依田座長 今論点になった第7条のところについて、仲上委員、日高委員、ビジネスや技術

の観点、何か御発言するところございますか。

では、日高委員、お願いいたします。

○日高委員 ただいまの第7条第2号の部分に関してA P Iというところはアップルの主張の部分も一部分かるところがありまして、もともとは、想定する利用に即した形で技術的にはAPIを組み込んでいる背景がございます。したがって、それ以外の使い方をされた際にどういうリスクがあるかという評価というのは、一定、OS事業者様の方でやっていただくというところが出てきます。一律での評価方法はありませんが利用方法についてヒアリングいただいて協議するプロセスは、ある程度技術的な妥当性もあるというところが1点です。

あとは、そういう技術的なスタックといいますか、A P Iや公開された経路に関しましては、例えばGPSのような、使い方によっていかようにでも取り扱われてしまう技術というのはどうしてもありますので、その部分で用途を、リスクを評価して用途を制限するというよりは、先ほどおっしゃっていただいたような個別の事例に基づいて、それは適切な利用方法なのかというところを見ていっていただくのが、今後の展開等を考えた場合は妥当性が強いのではないかなというのは技術的な部分での評価になります。

○依田座長 ありがとうございます。

仲上委員、何か付け加える意見等ございますでしょうか。

○仲上委員 日本スマートフォンセキュリティ協会、仲上でございます。

今、日高委員から御指摘いただきましたA P Iの利用方法につきましては、全くおっしゃるとおりでございまして、OS側で提供しているA P Iを幅広く使えるようにしていくというのは、当然、アプリケーション開発として求めるところではあるものの、セキュリティ的な観点で開示できないものもあるのは事実ですので、利用方法の実態に応じた形で投資させられていくべきものかと思います。以上です。

○依田座長 川濱委員、今色々な意見、3者の立場で、競争法・競争政策の意見、プライバシーセキュリティ的な意見、事業者側の意見等もございまして、総合的に勘案してバランス取ると御意見ございますか。

○川濱委員 私も今、伊永委員がおっしゃったような理解をしておりました。一般的にユースケースを限定することになってしまうとイノベーションを阻害する。他方、幾らでも自由に使えるわけではなく、個別のケースごとの判断をせざるを得ないところがある。したがって、現行の書き方以上の書き方をするということは今の時点で全てできないから個別判断なわけで、

この程度の書き方にとどまらざるを得ないのではないかと考えております。

○依田座長　ありがとうございます。

当然、本法は競争法・競争政策の一環として独禁法の中で位置づけられるものですから、そうなることややはり競争法・競争政策の中で矛盾のないような形で書きぶりは考えてもらう必要があります。

ただ、今出てきたような、石井委員や日高委員や仲上委員から出てきた御意見も十分にしゃくして、配慮したようなところで受け取り、バランスよくなるような形で検討させていただければと考えております。

そのほかの論点等について、第5条から第9条の禁止行為を中心にですが、ほか、ございませんか。

どうぞ、石井委員、お願いします。

○石井委員　今のところで一言だけ、発言の趣旨を明確にさせてください。

私が念頭に置いていたのは、主にプライバシーの観点であり、アップルが想定している使い方以外は認めないというようにすべきだという意見ではございません。例えばですが、カメラにアクセスを認めるような行為が監視目的にも使われる場合があり、それはユーザーの同意を取ればいいという話でもないと思います。かつ、この位置情報を含めて追跡機能などが出てくると、よりプライバシーのリスクが高まるということを念頭に置いた発言でした。

それから、ユースケースについて必要だと申し上げたのは、指針が運用のよりどころになってきますので、想定例などがたくさん挙がっているように、個別具体的なケースを挙げるということについては支障はないのではないかと考えているということです。

○依田座長　最初のプライバシーの方については、そのような意図であった旨、十分分かりました。

そこも踏まえて、一回事務局の方に持ち帰って検討もしていただければと思いますが、今のところ、事務局の方で何か御発言ございますか。

○鈴木官房参事官　ありがとうございます。

ただいまの石井委員からの御発言に関して申し上げますと、プライバシーに関するものでいうことであれば、当然正当化事由の中で対応していくということも可能になりますので、恐らくその用途の部分であるとか、実際の事情を正当化事由の観点から見ていくという作業が基本的な個別の検討になっていくのではないかなと考えております。

それから、ユースケースの追加というお話も頂きましたけれども、実は、アップルから頂いている具体的なユースケースの例でございますが、C O V I D - 19の追跡のための追跡機能を使用しているという場合に、これを出会い系アプリの事業者に使われるというのがまずいのではないかと御指摘なんですけれども、C O V I D - 19の追跡機能のアプリというのは、アップル自身が使っているものではなくて、政府のアプリが使わせていただいたものでございますので、この法律で言う、自らのアプリで使っているという事例とは少し違う事例にもなってしまうので、これをそのまま、例えばですけれども、事例として追加すること自体はなかなか適当な事例ではないのではないかと考えておりました、例えば考え方、意見に対する考え方みたいなところで対応していただく、採用させていただくということが一つ考えられるかなと考えております。

○依田座長 ほか、今の関連するところ、別の論点でもいいですが。

石井委員から手が挙がっておりますので、お願いします。

○石井委員 今の事務局の御説明について、接触確認機能のアプリについては確かにそうなのかもしれませんが、これに限らず、カメラにアクセスを認めることが監視目的に使われ得るということは、政府のアプリに限らず、ほかのものでも生じ得る話であるということを前提にコメントさせていただきました。アップルが出している例が当てはまらないからということで切るのではなく、プライバシーの観点から問題になり得るユースケースを御検討いただきたいということを申し上げているということです。是非御検討いただければと。

○依田座長 分かりました。今のプライバシー、セキュリティの観点で持ち帰って、最大限そのところについて検討するということについては承りました。

山田委員の御意見に対して、事務局の方からリプライがありましたらお願いいたします。

○鈴木官房参事官 山田委員に最初に御指摘を頂いた想定例17の追加という点についてお答えしていなかったかと思しますので、事務局の方から考え方をお伝えしたいと思います。

先ほど、想定例17については、この前のところでも少しお話しさせていただきましたけれども、パブリックコメント手続の中で複数の事業者及び事業者団体から、映画とかイベントのようところでシリアルコードであるとかQ Rコードであるとかを配って、それを自分たちのアプリの中で使っていきたいというような御要望を頂いたものでございます。かなり具体的な御要望、しかも複数の事業者、事業者団体の方から頂いたということもありまして、考え方を明確化してほしいということから、今回、考え方として想定例17というところに追記をさせてい

ただいております。

ただ、この点で一つ重要なのが、概要の資料で申し上げますと、先ほどの説明の中で足りなかったところもあるかもしれませんが、「特段の事情がないにもかかわらず」という文言については、全体に掛かっている文言となります。ちょっと表現の修正が必要かもしれないですが、御指摘いただいたとおり、当然、アップルであるとかグーグルであるとかの経営に非常に大きな影響を与え得る話だと思っておりますので、何らかの権利の関係で適切ではないと思われるようなケースもあり得ると思われまますので、そういったところは特段の事情であるとか個別のケースごとに考えていきたいと考えているところでございます。

○依田座長 ありがとうございます。

一旦次の3番に進めて、でも随時、委員の方で気になる箇所あれば、1番、2番へ戻っていただいて御発言いただいて結構です。

3番、遵守報告書における報告事項を含めた指定事業者の義務に関わる規定、第10条から第14条について、御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員 今回少し気になっているのが第12条の部分です。頂いたパプコメの一覧を見ても、第12条の辺り、結構御意見をいただいていたと思います。それが資料1だと選択画面の表示タイミングのお話しか載っておらず、かつ、より競争的な方しか残っていません。第12条に関しても具体的な御意見として、選択画面についてのユーザー側の懸念という部分は書いていただいた方がいいのではないかと思います。多分ユーザー側で一番使うという点で、気になるところだと思うので、御検討いただきたいです。以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

ただいまの上沼委員の関連した箇所等を含めて、ほかにも委員が御意見があれば、それを一通り承って事務局からリプライしてもらいますが、第12条のチョイススクリーンのところについて、ほか、御意見等ございますでしょうか。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員 私も、この意見の選択画面の表示タイミングというところについては少し引っかかったところございまして、このような形で出されてしまうと、こういう意見が多かったという印象がございます。

今の段階で、利用者が選択できるということを知らないという状況があり、かつ、何を選択

したらいいのかという、この検索エンジンはこのようですといった特性が、ちゃんと説明があるのかどうか。そういうようなこと、選択できるということと、それからその方法と、その検索エンジンなどの特性などが、きちんと説明がない限り、利用者の方は適切な選択ができない。ここに限らず、選択するということはそういうことだと思いますので、今の段階で年に何回もとか、必ずそういう画面が出てくるとかというようなことについては、非常に懸念を感じているところでございます。以上です。

○依田座長　ありがとうございます。

御意見あったら一通り承って、事務局からリプライを頂きたいと思っております。

ここまで一旦よろしいでしょうか。では、事務局の方からお願いいたします。

○鈴木官房参事官　ありがとうございます。

我々も、今、委員のお二人に御指摘いただいたとおり、選択画面のところを実際に運用していくところは、これからの課題の中でもかなり重要な点であると考えておりまして、今一生懸命、その広報の活動であるとか、どういう形で消費者の皆様・利用者の皆様にアプローチしたり、あと、これは事業者、スマートフォンの様々な関連する事業者の皆様にも協力いただいたり、総務省を含めた関係省庁の皆様にも御協力いただいたりしながら、利用者の方々が、正に御指摘いただいたとおり、どうして表示されて、何のために選択するものであるかを理解いただき、主体的に選択をしていただくというところまでが重要だと考えておりますので、そこは周知活動を徹底して行っていきたいと思っております。

その意味で、選択画面については、今の資料の上の表示であると、少し片方からの書き方になっているというのは御指摘のとおりかもしれませんが、一つ関連するものとして申し上げさせていただくと、主なその他の代表的な意見の二つ目でございますけれども、この選択画面に限らず、いろいろな標準設定を容易に変えられるようにするとか、様々な今回のスマホ法で利用者の方々に対して、いろいろ変わるというところを全般的に周知、普及・啓発していくということが大事だと思っておりますので、細かく内容まで書いていなくて大変恐縮ではございますが、その周知活動の中で一つ、こういった選択画面というのをしっかりやっていくということは、今申し上げたとおりやっていきたいと考えているところでございます。

ひとまず以上でございます。

○依田座長　ありがとうございます。

どうぞ、関連した箇所、そのほかの論点でも結構でございます。戻ってもらっても結構です。

石井委員、どうぞお願いします。

○石井委員 確認をお願いしたいという趣旨でのコメントになります。

条文で言うと第11条の円滑な移転の対象となるデータの部分で、「法第11条各号は、「指定事業者が取得した…データ」」うんぬんの部分になります。指定事業者の中でもアップルは、ユーザーデータはユーザーの端末だけで完結するという方針を以前から明確に打ち出していますので、アップルが取得していない端末保存データは含まれないわけです。アップルのみを強調するわけではありませんが、指定事業者が取得していない端末保存データは含まれないと。これは、明確化されておく必要があるのではないかと思います、以前からコメントさせていただいているところです。

今の指針の書き方を見ると、「指定事業者がおよそ移転することが不可能なデータについて移転義務の対象から除く」となっており、これは確かにそのとおりですが、気にしているのは「取得」の文言のところですね。個人情報保護法上は取得は提供を受ける行為と解されているということを踏まえると、ここの解釈でどうされるのか分かりませんが、情報提供を受ける行為が取得だとすると、指定事業者が取得をしていない、提供を受けていないデータを対象外とするというところを明確にする必要があるのではないかと思います。これが以前から申し上げている趣旨です。

この書きぶりでもいいのかというのは、特にアップルになるとと思いますが、指定事業者に再度御確認いただきたいというお願いになります。もう既に調整されているということのようではありますが、再度御確認いただければと思います。

私からは以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

関連して、データのところに関わってほかに、今の論点と関わる形で御質問、御意見ございましたら伺って、事務局からリプライいただきます。

よろしいでしょうか。では、一旦事務局の方から、今の論点についてお願いします。

○鈴木官房参事官 ありがとうございます。

ここは指定事業者とも議論をさせていただいておりますけれども、取得に該当するかどうかを、それぞれのデータの中身や実際の実情等を踏まえて、検討していくということになるのかと思います。

他方で、現時点で指針に記載しているものについて何か変更をする必要まではないと考えて

おります。

○依田座長 ありがとうございます。

どうぞ、ほかの論点、どのような形、論点でも結構です。

上沼委員、お願いします。

○上沼委員 もう一回第12条に戻ります。

第12条で普及・啓発をしていただくのは非常に有り難いことと思っています。是非積極的に行っていただきたいんですけども、それとは別に、その第12条に正当化事由に関する規定がない点について言及されているパブリックコメントがいくつかありました。この点で、例えば、ユーザーの利用者情報の保護、プライバシーや青少年保護の観点を含めてアプリの載せ方について、考え方を追記していただいた方がユーザーも安心ではないかと思ったので、御検討いただければなと思った次第です。

○依田座長 可能かどうかの部分を含めて、一回持ち帰って検討したいとは思いますが。

ほか、いかがでしょうか。データ辺りで、競争政策の委員、何か言っておきたいこと、ほかにありますか。

伊永委員、どうでしょうか。

○伊永委員 「取得したデータ」という言い方が、積極的に取りに行ったものだけでなく、消極的に引き受けたデータも含むというのは、私もそのように思っていましたし、今の条文でも読めると思っています。

ただ、いろんな例がありますので、押し付けられたデータみたいなものもひょっとしたらあるかもしれませんので、軽々には言い難いですが、その辺り、本当に明確にする必要があるのかという点について、個別のケースを超えてここで明確にしておく必要性が、今のところは判然としないというのが現状かなと思います。

○依田座長 正直申し上げまして、長い間検討会やっているときに、今の四つの指定ソフトウェアのときにはまだ、生成AIがどういう形で入ってくるか、その当時、影も形もなかったし、今でもこの四つのレイヤーの中にどういう形で入っていくかよく分からないので、このデータのポータビリティが生成AIに関してうまくワークするかどうかというのは今後の検討課題になってくるところでもありますので、少し時間を置いて様子を見ないと、なかなかこ難しいかなというところではありますが、競争上、ビジネスの上で、非常に大きな争点になってくるでしょう。

ほか、いかがでしょうか。何かございますか。

技術の方で逆に、仲上委員や日高委員、何かデータポータビリティやデータの取得で気になる点ございませんか。今のところよろしいですか。

今日全般を含めて、残り四、五分のところで第1議題終わるんですが、全体含めて何かありますか。これから最後の座長取りまとめのところで、全体についてまた御意見を伺います。そっちに移ってから全体伺っても結構ですが、何か今ここで特別なければ。では、一回進みますね。

それでは、1番、2番、3番の御意見を伺うことが終わりました、最後に、本日でこの検討会の最終回になりますところ、スマホ新法の本格的な施行に向けた対応を含め、今後のデジタル分野における競争環境の整備について、公正取引委員会に対する提言を取りまとめたいと考えて、資料5に対して、座長である私の方から提言の案というのを皆様にお伺いしているところでございます。この提言案を踏まえて、この検討会における検討のスコープ外の御発言・問題も含めて、御意見のある方がいらっしゃれば、ここで総体・総合的に御発言いただければと思っています。

まず、本日御欠席されている滝澤委員から御意見が提出されておりますので、事務局に代読をお願いいたします。お願いいたします。

○鈴木官房参事官 事務局から、滝澤委員の御意見について代読をさせていただきます。

提言についての意見、全体として原案に異存ございません。

その上で、原案との重複をいとわずに、2点、御意見を申し上げます。

1点目は、一つ目から三つ目、そして六つ目の提言に関わります。

スマホ競争促進法のような立法による行政規制は、強大なプラットフォームに対する迅速な法執行を可能にするというメリットが期待できます。政令、規則及び指針の整備により施行の準備が整うことは、日本のデジタル分野における競争政策の実現において重要な一歩になるものと評価いたします。

一方で、本法のような規制は画一的で柔軟性を欠くという問題があります。デジタル分野は技術発展が著しいところ、市場を取り巻く環境が変わり本法の前提も変わってくる場合には、不要な規制が残存することに伴う非効率が生じる可能性を指摘できます。したがって、見直しは、不要な規制の削減と、新たに必要となる規制の追加という両面から、積極的に取り組む必要があると考えます。

2点目として、四つ目、五つ目の提言に関し、日本においては、まずスマホ特定ソフトウェアに限って立法による事前規制を導入しましたが、これは、国民生活に広く影響する分野にターゲットを絞って、着実な法執行を可能にする有効な試みであろうと思います。

他方、特定分野の指定事業者のみを規制することで、広く競争状況を見渡した場合にゆがみが生じている可能性も否定できません。そのような観点からも、類似する競争上の問題に対する目配りが求められるのではないかと思います。

以上でございます。

○依田座長 承知いたしました。ただいまの滝澤委員の御意見に対しては、承って、今後の運用に対して、施行に対して役立ててまいります。

では、ほかの委員方、事前にメモも頂戴している石井委員、上沼委員から、それも踏まえて御意見を伺えればと思っております、どちらからいきましょう。

まず上沼委員の方からお願いいたします。

○上沼委員 ありがとうございます。

私の方からは、本法と、ある意味で両輪になるべき各事業者さんの責任についての規定がない点は、少し心配ということを書いておりました。それについては、ここで言う二つ目のところで酌んでいただいているという認識です。この法律の射程外ということはよく分かっていますけれども、ちょっとその両輪が揃う必要があるというところは強調していただきたいと思っております。

○依田座長 承知いたしました。また今後の運用と施行に際して役立てていきます。

石井委員、どうぞお願いいたします。

○石井委員 すみません、ありがとうございます。

私がお送りした意見のメモを前提としたお話をさせていただくと同時に、法律に対する私の所感のようなものも述べてもよろしいでしょうか。

○依田座長 はい、結構です。

○石井委員 ありがとうございます。

すみません、直接座長案に手を入れてしまって、大変失礼いたしました。申し訳ございません。

私の考えとしては、「構成員による活発かつ建設的な議論が行われた」というところの、「建設的」は確かにそうかもしれませんが、私は大分慎重な立場からこうした意見を申し上げ

てきた立場でもありましたので、「建設的」の代わりに、法遵守を担保する観点からの積極的な意見が出される一方で、指定事業者が投資を行ってきたその知的財産、国内投資のインセンティブが損なわれる懸念や、消費者には限定合理性があるはずなので、そこを考慮すべきといった指摘など慎重な意見もありました。その意見が両方の観点からあったということを述べてみたらどうだろうかと思ったというのが一つ目の修正提案です。

本検討会では、そういう意味で様々な意見が出されていますので、「出された様々な」という表現を付け加えております。

また、パブリックコメントにも数多くありましたし、指針の中でも少し追記いただいたところではありますが、法の運用においてはやはりバランスが重要で、そもそも競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮することが求められるべきところというのを、確認的に入れていただいたというところがあります。

この法律は、消費者保護や個人情報保護とも随分深い関係を持つ法令になってきますので、競争政策とも連携しながら、他の政策的見地からのきめ細やかなアプローチが必要ということで、「きめ細やか」という表現を付け加えるというのはどうだろうかと思っています。

また、一番最後のところ、消費者の多様なサービスを享受するという部分ですが、サービスを享受するだけでなく、受け方、適切な対応で享受するという点が消費者の幸せを向上する上では重要かと思いましたので、「適切な対応」という表現を付け加えてみました。

最終回ですので、法律の所感も述べさせていただきたいと思います。

これまでの検討会の中で、座長、それから委員の先生方、それから事務局の皆さんに対して、いろいろと失礼な発言も含めて申し上げてしまったことを、まずおわび申し上げたいと思います。

その上で、私のこの法律に対する立場が慎重である理由について申し上げたいと思っています。一番の大きな理由は、この法律がOSやアプリストア規制に力を入れているように見えることです。日本では既にスマホのエコシステムが出来上がっていて、グーグルとアップルの間では競争関係が生じています。そのような中で、法律の力をもって、高い課徴金を伴って、指定事業者の中でも特にアップルに対して、強制的にビジネスモデルを変更させるような方法を採用ことになる。それがユーザーが本当に望んでいることなのかということが、まず私の中で疑問に思う点です。実質1社に大きな影響を与える形で法律を制定し運用していくという手法も懸念としてあります。

加えて、消費者保護、個人情報保護、セキュリティ、それから青少年、さらには高齢者のスマートフォン利用に対し、危険性をもたらす話になってくる。競争を前提に色々なものを開放するという話になると、どうしても危険性が生じてしまう。そういう危険性とのバランスを図らなければいけない法律という意味でも、非常に難しいものではないか、内容的にも利益衡量的にも難しい判断を迫られる法律じゃないかと思っています。

この法律は、EUのDMAに倣った規定とよく言われていますが、DMAも訴訟になっていますし、その実効性もよく分からない中で制定された法律で、拙速に作られたのではないかという意見もよく聞かれるところではあります。

さらには、指定事業者の持つ知的財産の確保や投資のインセンティブ、これが削がれるとサービスのローンチが遅れるという話になり、消費者の選択や利便性が結果として奪われる可能性もあり得る。

その辺りが非常に懸念されますので、これから運用に入られることになりますが、今のような点を踏まえて、改めて慎重な運用をお願いしたいと思っています。

他方、指針案では様々な意見を取り入れていただきまして、非常に感謝しております。特に公序良俗の部分含めて残していただいたことや、指定事業者においてアプリストアやアプリの審査ができるようにしていただいたことについては、感謝申し上げます。

最後に一言申し上げておきますと、経済安全保障を含めてセキュリティの懸念が非常に高まっていますので、特にOSのところは、開放を求める規定の運用は特に慎重にお考えいただきたいということを申し上げます。

長くなって申し訳ありませんでした。私からは以上です。

○依田座長　ありがとうございます。今頂いた意見は大変どれも重要な論点で、今後しっかりと承っていきたいと思います。

とにかく3年後見直しもありますし、運用が非常に公取としても例のない形になっていくので、委員長を含め頑張って行っていかれるという表明をされているので、しっかり行っていきます。

残り20分程度ですが、一通り意見伺っていきます。

まず、この場にいる日高委員、どうぞ。全体を含めての御意見で結構です。

○日高委員　ありがとうございます。

私の方では、依田座長も書かれているとおり、生成AIのような既存の技術がスマートフォ

ンといったモバイル利用を前提とした端末の上で培われていくという状況です。3年後という設定が適切な射程の長さなのか、技術的には正直分からない、不確定な要素が多いと思います。

ただ、方向性としては、皆さま非常に真摯に議論させていただいたとおり、整ってきていると思いますので、これをベースに、なるべく事業者・消費者等、市場と対話するといいますが、皆さまと一緒に作っていけるような形になるのがリスクを低減する方法だということを、所感として述べさせていただきます。

以上となります。

○依田座長 ありがとうございます。

では、名簿の逆順で、山田委員から始まっていて、増田委員、仲上委員、伊永委員、川濱委員という形でいく。一言ずつ、あるいは何か御意見、コメント事、伺えればと思います。

では、まず山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。

最後ということなので二点申し上げます。一つ目は、日々、プライベートセクターで本当に経済安全保障が気になる案件が増えていて、日本が着実にターゲットになっている。弁護士なので守秘義務で言えないというような案件も実際かなりありまして、すごく危ない状況が増えてきているのを身をもって感じるんですね。

今後国際情勢や日米関係がどうなるか分かりませんが、少なくともグーグルとアップルはやっぱりアメリカ企業で、アメリカ政府ともコミュニケーションができている企業で、例えば、本当にグーグルやアップル以外のリスクの高いブラウザを日本国民にエンカレッジするのか、政府として使ってくださいと言うべきなのか。

別途の話として、検索エンジンとかクラウドとかもそうなんですけれども、どのぐらい事業者が情報を吸い上げているのかを調べるみたいな話も法律事務所としてやるが増えているんですけれども、その吸い上げる事業者は、残念ながら、日本企業であってもお金が入ってくれば、外国政府から頼まれて、という企業が本当に存在する。私企業ですのでそれはしょうがないことだと思うんですけれども、その辺りの危機感が国としてまだ薄いし、自分への自戒も込めて、平和ばけじゃいけないと私は考えます。

差別はいけない、WTO違反になる等々、冷戦後の時代を、アダム・スミスの競争の世界がベストであるという発想でまだ世の中が動いている中で、政府には届いていないかも知れないけれども、プライベートセクターでは本当にリスクがあるようなプロジェクトが結構ある。こ

れが一つ目。

もう一つが、さっき競争の原理主義っていうことで、やっぱりこのIT分野では、こういうモバイル案件も含めて、保護主義が必ずしもワークしないと私は考えます。今、日本の景気はちょっとよくなっていますが、30年間、バブル崩壊の後の日本企業は残念ながら、、アメリカ、ドイツ、特に東南アジア、アジアに比べても、特に技術投資が確実に遅れてしまっていると、いろんな分野でひしひしと感じます。その格差、正にこのモバイルとかOSとかいろんな機能についても日本は遅れてしまっている訳ですが、では政府として、どういう形で日本企業を鼓舞して頑張ってもらえば良いのか。

単に守ればいいということではないと思うんですね。私から見て、公取の審査局の案件でも、とにかく日本企業を守ればいいという発想がゼロではないように見えて、もちろんそれは短期的には正しい場合もあるかも知れませんが、真の産業の発展というよりは、政治的に、日本企業を守ったと言えた方がいい。

各方面からのプレッシャーがあると思いますが、霞が関の役所としては是非、もっと長期的な視点を持ってほしい。護送船団方式じゃないですけども、間違った形で守られ過ぎると、日本企業の技術獲得への勢いが、革新的なものを作ろうっていうところがなくなってしまう。

だから、日本企業を守ればいいっていうだけではないという、そこを踏まえた上で、もっとビッグピクチャー、長期的に20年、30年先を見る必要がある。むしろアメリカは、80年代、90年代、アメリカのIT企業を必ずしも守らなかったわけです。保護主義にならなかったからこそ、スタートアップが生まれて、自分たちで革新的な技術を作れてきたんだと思います。だから、政府が守り過ぎることがベストではないということを踏まえた上で是非運用をしていただきたい。

この2点が私の所感になります。

以上です。

○依田座長 山田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、増田委員、お願いいたします。

○増田委員 様々な取りまとめ、御苦労されて、本当にありがとうございました。

以前から私も申し上げておりますが、石井委員がおっしゃられたとおり、この法律自体が果たして多くの消費者から見て本当に必要なのかどうかというところから、疑問を感じているところがずっとございまして、今の状態で消費者の側はすごく大きな疑問があるとか問題がある

という意識がまだないと考えております。そこをやはり理解してもらわなくてはいけないと思います。この法律の立て付け自体が、公正な競争の確保が目的で、その禁止行為を定めることによって反射的に利用者保護になるという非常に複雑なものになっておりますので、一般の人からすると、これが競争法では、確かにそうなんですけれども、理解しにくいところがあります。消費者法であるということをもっと、事実上消費者法であるということをもっと強調していただく必要があるんじゃないかなと思いました。

今回、競争の確保と、それから利用者の利便性や安全・安心の確保の両立が必要であるという書き方になされておまして、ただ、この利用者の利便性と安心・安全というのは同じグループではないと私は思っております。利便性というのは、いろいろな利便性がありますので、必ずしも安全・安心と同じグループにくくられるものではないと思いますので、そういうことも含めて、この法律の運用については、今後も目的・趣旨を踏まえた運用の仕方をしていっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○依田座長 分かりました。

続きまして、仲上委員、お願いいたします。

○仲上委員 日本スマートフォンセキュリティ協会、仲上でございます。

こちらの議論につきましては、内閣官房でのデジタル市場競争会議ワーキンググループでの検討から法制度化され、指針化のプロセスについて様々なステークホルダーと共に議論をしていただいき、特にプライバシー、セキュリティの観点については不安をお持ちの利用者の方も多くいらっしゃる中で、法律的観点、それから技術的観点から、丁寧に議論を進めていただいたものかと思えます。

提言と絡めて少しコメントさせていただきますと、6ポツ目の特定ソフトウェア以外のデジタルサービスに関する競争上の問題というところにつきましては、日高委員からも御指摘ございましたが、スマホ競争促進法が生成AIのあるところにつきまして、今後、急速な技術発展と想定した技術範囲以外に支配的なプラットフォームが現れてくる可能性がある。そういった意味では、OSを超えて、アプリケーションサービスとしてエージェント的なサービスがプラットフォーム化していくという可能性も考えると、これらは、今議論しているOS以上に様々な情報を収集していく必要が常にあると考えております。規制の検討も踏まえて、どのような技術発展状況・市場状況にあるのかというのを把握するような取組も重要であると言えるかと思えます。

以上、私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○依田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、伊永委員、お願いいたします。

○伊永委員 ありがとうございます。

本法、下位法令や指針が法運用に与える影響が大変高い、重要な位置づけを与えられている法律だと思います。この度、本格施行の準備が整うことになったというのは、スマホを取り巻く競争環境の整備に向けた重要な第一歩と考えています。

もっとも、変化が速く複雑多様なデジタル分野において、法を実効的に運用するにはまだまだ課題が残っていると思います。規律は遵守されて初めて意味を成しますけれども、遵守状況を常時監視して、違反を即時に発見することが本当にできるのか。そして、違反を的確に立証することができるのか。こうした法執行上の課題については、その解決策が確立しているとは言えない、そういう状況にあると考えるからです。一方で、技術進化は今も急速に進行しておりますので、今後も不断の努力で規定の実効性を見直すということが重要ではないかと思っています。

その点で、私から三つ、法運用上の課題と、それから、これから今後の展開について、意見を述べさせてもらいます。

一つ目は、スマホ新法の規制対象の拡大の検討ということです。

内閣官房の最終報告書が出たのは令和5年6月でしたけれども、その直前あたりから生成AIの台頭が見られ、今ではオンライン検索という概念をも取り込んで、スマホ分野において急速に発展・成長しているように思います。本法でも、生成AIを規制の対象とすることが不可能ではないものの、十分な検討に至っていない点が今後の課題として残っていると認識しています。

また、EUのデジタル市場法では、SNSやクラウドといった重要サービスについても射程に収めており、デジタル広告を含め、様々なデジタル分野を規制の対象可能な法制となっています。同様に、対象端末もスマホに限らず、我が国のデジタル分野において規制が必要な場合は、今後も積極的に規制を検討していくということが業界の健全発達にも不可欠と考えています。引き続き、本法の運用だけでなく、他のデジタル分野への実態調査等の事案解明を通じて、新たに規制の対象とすべきかどうか、どうやって規制をしていくかということを、継続して検討していくことを望んでいます。

他方、規制の行き過ぎがないか、技術進歩によって既に不要あるいは焦点がずれてしまった規制はないかということについても、規制の運用から新たに分かった事実等を踏まえて、規制を修正・改善するということも必要だと考えており、これがもう一つの視点となります。

デジタル市場法に比べ、スマホ新法は比較的穏当な規制内容となっていると思いますけれども、それでも、法運用していく上で技術進展によって規制が不要となる場合がありますし、競争弊害の懸念に比例して過剰な規制とならないように、限定を設ける必要ということも出てくる可能性があると思っています。改めて、規制の対象分野への影響を検証して、より焦点の定まった規制としていくことも併せて重要だと思っています。

本法が民事救済の法源となっていることも十分に考慮し、公正取引委員会による法的執行で調整するだけにはとどまらない規律の影響というのを踏まえつつ、より広い法益的視点から規律内容のアップデートを図るということも必要だと主張させていただきます。

最後に、法執行に当たっては多元的な視点が不可欠であるという点も触れさせていただきたいと思います。

既に日高委員の方からもこの点について言及ありましたが、規律の遵守、判断に際しては、競合他社、新規に参入しようとしている者、あるいは取引先事業者やユーザーなど、様々なステークホルダーとの連携・協働が不可欠と考えています。

例えば、禁止行為については確約手続というのが定められておりますが、この度、意見公募を必要に応じて行って確約の内容を定める、ということが新たに規則で制定されました。このことは非常に重要で、デジタル市場の特性を踏まえて、確約内容の十分性や措置の確実性といったものを、ステークホルダーの意見を踏まえて再設計する、あるいは協力を得て常時監視しながら行っていくという体制が非常に重要だと思っています。加えて、同じような法制を持つ外国競争当局との執行協力を強く望みたいと思います。

私からは以上になります。どうもありがとうございます。

○ 依田座長 ありがとうございました。

最後になります。川濱委員、お願いいたします。

○ 川濱委員 どうもありがとうございます。

私の方で特に新しいことを付け加えるというよりは、競争法研究者である、滝澤委員や伊永委員がおっしゃったこととほぼ重複するのですが、この法律、執行が重要だということは確かです。できるだけ執行しやすいように法の立て付けを作ってはおりますが、この分野は競争法

の悪影響の潜在的巨大さに照らして、具体的な法執行においては明らかに被規制者の方が情報で圧倒的に優位に立っているためそれが困難だからです。そのことを踏まえると、かなり大変な資源を投入しなきゃいけないということもあろうかと思います。その点で今後の努力を期待したいということです。

また、法律上の正当化事由の問題に関して、その当否を判断するに当たって他の関係部局と協働する必要がある。正に提言に書かれた内容ですので、提言に書かれた内容の重複に当たるようなことは省略します。

1点だけ、提言の文書に関して、私、この文案に関してほとんど異論ございませんが、瑣末なことで申し上げたいと思ひまして、特定スマホ以外のデータサービスに関する競争上の問題のところの、最後の部分は「様々なものがある。」で終わっているんですが、検討すべきは、平仄を合わせる上では、上のデバイスのと同じように、正にDMAに比べて対象を限定しているわけで、その上であり、スマホソフトウェア競争促進法が扱う競争上の問題と同じ問題が懸念されるが入っていないと、少し気持ちが悪いんじゃないかなという印象はありました。

もちろんその上で、生成AIに関する検討、この基になったデジタル市場競争会議のワーキングにおける正しい内容、デジタル市場競争会議における最終報告が出る段階で、もう既に生成AIの誕生が明らかというか、それを見つつされたわけですが、ますます進展している生成AIが、このモバイルOSの世界においても浸食していることは確かです。また他方で、伝統的なスーパースケーラーたちが力を維持していることも確かですので、その事実も踏まえながら、今後も注視していくことが必要なのではないかと思います。特に今後、デジタル市場競争会議から公正取引委員会に今後の継続的な検討が移行したこともあり、その点の検討もこれから進めていただきたいなと思います。

私の方からは以上です。

○依田座長　ありがとうございます。

提言の方に対して頂いた石井委員と川濱委員の意見に対してはごもっともだと思いますので、私と事務局の方で最大限調整して、頂いた意見を基にして、軽微な修正については最終的に座長に御一任いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○川濱委員　一言よろしいでしょうか。

○依田座長　はい、どうぞ。

○川濱委員　私は石井委員の修正案には反対です。修正案では、焦点が不明確になり過ぎると

ころがあります。建設的な議論というのは、この方向に対する競争推進、競争を前提とする立場と、正当化事由に対する慎重な検討も、これも含めてこの法執行にとっては建設的な提言であったという形で、普通にこれは建設的な議論が行われたんではないかと思います。その上で、ここで付加されている内容というのは、もう既に個別に議論した内容をもう一遍繰り返すものになる上に、要するに競争促進の方の部分に関する書き方が薄かったり、あるいは投資問題とか知財問題に関しては、伝統的な競争促進の観点からも、その存在が競争促進になることは明らかなのであって、丁寧な検討が本来必要なところ、かなり中途半端な形で補足的な結論を出しているのであって、全体の中を見ていただければ明らかであり、この提言として、今までの総括としては建設的な議論を行って、こう出しましたという形で、私はいいいのではないかなと思っております。以上です。

○依田座長 承知しました。

そのところについては最終的に私の方で、座長で委員の意見を取りまとめた形で出しますが、石井委員もこういう形で出してくれて、一部慎重な立場からの意見も見られたというのも事実ではありますので、そこら辺のところの一部残るような形で、石井委員の意見と川濱委員の意見の間を取る形で私の方で、責任を持ってまとめさせていただきます。

さて、それでは、このスマートフォンに関する検討会も本日で最後となりますので、事務局を代表して、佐久間官房デジタル・国際総括審議官から御発言をお願いいたします。

○佐久間デジ国審 佐久間でございます。手短に済ませさせていただきます。

本日も委員の皆様におかれましては充実した御議論を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

昨年9月から9か月以上、全11回にわたり開催してまいりましたこの検討会も、今回が最終回でございます。関係事業者や業界団体へのヒアリングから始めまして、委員の皆様には実態規定の条項ごとに丁寧な御議論を積み重ねていただきました。毎回長時間かつ論点が多岐にわたる、非常に困難な御議論であったかと存じます。このような中でも、委員の皆様におかれましては、多大なお力添えを賜りました。それによりまして、セキュリティの確保、プライバシーの保護、青少年の保護などとのバランスを図りつつ、実効的な法律の運用を行うための下位法令、指針の形が大分整ってきたということでございます。

そして、本日も重要な御指摘を委員の皆様から多数頂きましたので、公正取引委員会において、本日の御議論も踏まえて、成案の公表に向けて最後の検討を進めてまいります。

もちろん私ども公正取引委員会にとっては、この下位法令、指針の制定はゴールではなく、

今後は実際にいかに実効的な法運用ができるかが重要でございます。公正取引委員会としても、今後、デジタル市場に対する執行体制を一層強化して、この課題に取り組んでまいり所存です。

また、この法運用におきましては、指定事業者を含めた様々なステークホルダーの方々と我々との対話というのが大変重要になってまいりますので、そういったことにもしっかり留意して、また、12月の完全施行に向けた周知活動についても、これからしっかり取り組んでいきます。

検討会の開催は本日最後ですけれども、委員の皆様には、スマホソフトウェア競争促進法の実効的な運用のためにも、今後とも御指導、御鞭撻を賜りませば幸いに存じます。

最後に、委員の皆様には、この検討会において長期間にわたってインテンシブに御議論いただきましたこと、改めて心より御礼申し上げます。特に毎回遠方より御足労いただきまして、困難な御議論を取りまとめていただきました依田座長には重ねて厚く御礼を申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○依田座長 どうもありがとうございました。

委員の皆様には、この11回にわたる検討会において活発な御議論をいただきましたこと、私からも感謝いたします。

このスマホソフトウェア競争促進法は、事前規制を新たに導入したという点で、日本の競争政策の中においても新たなマイルストーンとなると期待されております。本法律の施行に当たっては、本日も議論されましたとおり、不安を感じている方々も一部おられますことから、公正取引委員会には引き続き国民や関係者の声をよく聞きながら執行に取り組んでもらいたいと思います。

最後に改めて、委員の皆様には、お忙しい中、本検討会に多大な御貢献を頂きましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。ありがとうございました。